

\*\*\*\*\* ◇◆ 目次 ◆◇ \*\*\*\*\*

- 1 平成26年度消費生活相談の概要
- 2 「プリカ詐欺」にご注意！

---

## ■ 平成26年度消費生活相談の概要

---

平成26年度にアイネス及び県内の市町村消費生活センター等が受け付けた消費生活相談は、8,144件（アイネス：3,563件、市町村：4,581件）で、前年度に比べて215件、率では2.6%減少しました。そのうちアイネスに寄せられた苦情相談は、3,362件で、最も多いのは、インターネットを通じての情報提供サービス〈デジタルコンテンツ〉に関する相談でした。年代では70歳以上の高齢者が最も多くなっています。

### 商品・サービス別の苦情相談の内容〈アイネス受付〉

#### 【第1位】 デジタルコンテンツ（614件）

（インターネットを通じての情報提供サービス）

〈事例〉 スマホの無料アダルト動画サイトで、年齢確認画面をクリックしたら登録になり、98,000円請求された。どうしたらよいか。

#### 【アドバイス】

画面にわかりやすい有料表示や、確認、訂正画面がなかったなら支払う必要はありません。請求は無視しましょう。

#### 【第2位】 商品一般（162件）

（商品、サービスが特定できないもの）

〈事例〉 ハガキが届き、未納料金があるので連絡するよう書かれている。連絡しないと裁判されるような内容だが、身に覚えがない。気になって電話をするが繋がらない。

#### 【アドバイス】

架空請求のハガキです。身に覚えがなければ無視しましょう。電話をしているので後刻折り返しの電話があるかもしれませんが、取り合わずに電話を切りましょう。

#### 【第3位】 借家・アパート（145件）

〈事例〉 7年間住んだ賃貸アパートを退去する。畳の交換代金を請求された。支払わなければならないのか。

#### 【アドバイス】

国土交通省が「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を公表していますが、

そこでは経年劣化であれば貸主の負担とされています。参考にして、貸主と話し合ってみてください。

《参考》 [http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk3\\_000021.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000021.html)

#### 契約当事者の年代別苦情相談件数〈アイネス受付〉

【第1位】70歳代以上（726件）・・・①健康食品 ②デジタルコンテンツ

【第2位】60歳代（529件）・・・①デジタルコンテンツ ②商品一般

【第3位】50歳代（426件）・・・①デジタルコンテンツ ②サラ金・ヤミ金

「消費生活相談の概要」についてはアイネスのホームページをご覧ください。

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi/list20593-22073.html>

---

#### ■ 「プリカ詐欺」にご注意！

---

##### プリカ詐欺とは・・・

プリペイドカードを不正に取得しようとする「詐欺業者」の手口です。

##### サーバ型プリペイドカード

プリペイドカードの価値がカード自体に記録されている商品券や磁気カード、ICカードと違って、サーバ型と呼ばれるプリペイドカードはその価値がプリペイドカード発行会社の管理するサーバに記録されています。物理的なカードが手元になくても、カードに記載された番号等をインターネット上で入力して使用できるものです。

〈事例〉携帯電話で無料サイトを検索中にアダルトサイトに登録され、15万円請求された。サイトの解約ボタンを押したら、解約できないと返信が届き、電話で解約を申し出た。業者は、大手ネット通販業者のギフト用の電子マネー（プリカ）をコンビニで購入し、カードの番号を写メで送るようと言う。3日以内にしなければ30万円請求すると言うので、不安になってネットで調べた無料相談窓口で電話すると、「解決できるが料金は6万円」とのことだ。どうしたらよいだろうか。

##### 【アドバイス】

①アダルトサイトについては、わかりやすい有料表示や確認・訂正画面がなかったようなので支払う必要はありません。

②他人から言われてプリペイドカードを購入したり、カード番号等を伝えたりすることは絶対にしないようにしましょう。

③この事例の場合は、ネットで調べた相談窓口は「興信所」だと思われます。信用でき

るかどは消費生活センターではわかりませんが、「興信所」は調査会社であり、業者と交渉することはできません。また、サイトへは支払う必要はないので、無視して様子を見ましょう。何かあったら再度消費生活センターへ連絡してください。

---

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

---

☆ **Facebook**で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebookに登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

---

**【消費生活に関するご相談は・・・】**

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口  
に自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：0570-064-370** 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口** ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ **消費生活特別相談**

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・ 相談電話：097-536-5000

---

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、  
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → [iness.csm@pref.oita.jp](mailto:iness.csm@pref.oita.jp) （メルマガ専用アドレス）

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp